

修学旅行緊急時支援事業実施要領

令和2年12月2日
沖縄県文化観光スポーツ部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、本県での修学旅行中の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者と特定された修学旅行生に対して、県内での健康観察の実施を奨励するため、当該修学旅行生等の宿泊費及び交通費に対して予算の範囲内において「修学旅行緊急時支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）」を支給するものとし、その支給について定めるものである。

(対象者)

第2条 奨励金を受給できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本県に宿泊した修学旅行生で、保健所等の要請に従い、濃厚接触者として県内で健康観察した者及びその親族（民法第725条の親族をいう。）又はその者に委任され、一時的に当該修学旅行生を保護した者（以下「保護者等」という。）（ただし、旅行会社・学校関係者等の引率者等、業務として連れ添う者は除く。）で、保護のために本県に来訪した者。
- (2) 沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者。

(対象経費)

第3条 奨励金の支給の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該修学旅行生が県内で健康観察した際の宿泊費（ただし、新たに生じた費用のみ。）
- (2) 当該修学旅行生が県内で移動に要した交通費（ただし、必要最低限の移動のみ。）
- (3) 当該修学旅行生が県内の最寄りの空港から居住地の最寄りの空港へ移動した際の航空賃（ただし、新たに生じた費用のみ。）
- (4) 保護者等が保護のため県内に滞在した際の宿泊費
- (5) 保護者等が保護のため県内で移動に要した交通費（ただし、必要最低限の移動のみ。）
- (6) 保護者等が保護のため居住地の最寄りの空港と県内の最寄りの空港を往復した際の移動に要した航空賃

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、修学旅行生1人に対してその保護者等1人までの実費額とし、上限額は次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号及び第4号に係る支給額の上限額は、1泊9,800円かつ14泊までとする。

- (2) 前条第2号及び第5号に係る支給額の上限額は、1日6,000円とする。
 - (3) 前条第3号及び第6号に係る支給額の上限額は、大人普通運賃の普通席とする。
- 2 前項において、対象事業について、学校旅行総合保険等で保険会社等から保険金の支払いを受けようとし、又は受けた場合は、対象経費から当該保険金の金額を減じて算出するものとする。

(奨励金の申請)

第5条 奨励金を受給しようとする者は、修学旅行緊急時支援事業奨励金申請書兼口座振替依頼書（別記第1-1号様式又は別記第1-2号様式）（以下「申請書等」という。）に、次に掲げる書類を添えて知事が定める方法により申請するものとする。

- (1) 委任状（別記第2号様式）※委任した場合のみ
- (2) 本人確認書類
- (3) 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を明らかにする書類
- (4) 第3条第1号から6号に係った費用の領収書や証明書
- (5) 学校長の証明書（別記第3号様式）
- (6) 旅行行程が分かる書類
- (7) その他知事が必要と認めるもの

(奨励金の支給)

第6条 知事は、申請書等及び添付書類を受理した後、その内容が第2条に規定する要件に合致することを確認したときは、速やかに本奨励金を支払うものとする。

- 2 前項において、申請書等及び添付書類の内容が第2条に規定する要件に合致しないと認められたときは、不支給決定通知書（別記第4号様式）により申請者あて通知する。

(検査等)

第7条 知事は、奨励金の支給に関し、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を講じることができる。

(奨励金の返還等)

第8条 奨励金の支給後、第2条の要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、知事は申請者に奨励金の返金及び奨励金と同額の違約金を求めることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月2日から施行し、令和2年11月24日以降に旅行に出発した修学旅行生に係る費用から適用する。